

人間ドック健診費助成の申請

4月上旬に前橋保健センターなどで

問い合わせは
 国保人間ドックについては **国民健康保険課 ☎ 220-5715**
 後期高齢者人間ドックについては **同課 ☎ 898-6253**

国民健康保険（国保）と後期高齢者医療の加入者を対象に、来年度の人間ドック健診費の助成申請の受け付けを、4月上旬に行う予定です。

なお、今回から受付会場が変わります。ご注意ください。詳しくは広報まえばし4月1日号でお知らせします。

受付会場＝前橋保健センター、大胡・宮城・粕川・富士見支所

■国保人間ドック（日帰り・1泊2日・脳ドック）

対象＝次の全てを満たす人。①4月1日（月）～来年

3月31日（月）に30歳～75歳になり、75歳の誕生日前に受診できる②申請時から受診時まで継続して国保資格を持っている③国保税完納世帯である④脳ドック希望者は来年3月31日（月）までに40・45・50・55・60・65・70歳になる

■後期高齢者人間ドック（日帰り・1泊2日）

対象＝次のいずれかを満たす人。①4月1日現在、後期高齢者医療に加入し保険料を完納している②4月1日（月）～来年2月28日（金）に75歳になり、誕生日以降に受診できる

問い合わせは **国民健康保険課 ☎ 898-6253**



新小中学生に受給資格者証

ことし小中学校に入学する子ども福祉医療費受給資格者に、4月1日から使用する新たな受給資格者証を、3月下旬に郵送します。4月以降、医療機関を受診する際は、この新しい受給資格者証と健康保険証を必ず一緒に提示してください。

なお、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費の受給者は、現在持っている受給資格者証を使用してください。

■新たな対象者は申請を

福祉医療費の各制度と申請に必要な物は次のとおり。県内からの転入者で前住所地でも福祉医療費を受給していた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

- 子ども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子）…保険証
- 重度心身障害者・高齢重度障害者…①身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A）、年金証書（障害年金1級）、特別児童扶養手当（1級）ま

たはIQ35以下を証明する書類のいずれか②保険証 ●母子・父子家庭等（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母または父など。所得制限あり）…①母または父の課税状況が分かる書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証

就職や退職をしたら

国保の届け出を忘れずに

問い合わせは **国民健康保険課 ☎ 898-6250**

就職や退職、引っ越しなどをしたときは、国民健康保険（国保）の届け出が必要です。14日以内に市役所市民課か城南・大胡・宮城・粕川・富士見支所のいずれかで手続きを行ってください（下表のとおり）。

■加入・脱退の届け出

退職して職場の健康保険を脱退した場合、国保への加入手続きは自動的にには行われません。必ず期限内に届け出てください。届け出が遅れた場合も、会社の健康保険を脱退した日までさかのぼって国保税を納める必要があります。

また、家族の健康保険に扶養家族として加入した場合は、国保からの脱退手続きをしてください。

■保険証を紛失・破損したとき

運転免許証やパスポートなどの本人確認ができ

る身分証明書と、破損の場合は破損した保険証を用意し、市役所国民健康保険課か各支所、元総社市民サービスセンターのいずれかで再交付の手続きを行ってください。



手続きはお早めに

| 国民健康保険の主な届け出 | | |
|--------------|---------------------------|---|
| | 届け出が必要な場合 | 届け出に必要な物 |
| 加入するとき | 他の市区町村から転入した | 印鑑、転出証明書、届出者の身分証明書 |
| | 職場の健康保険をやめた、またはその扶養でなくなった | 印鑑、社会保険離脱証明書*、届出者の身分証明書 |
| | 子どもが生まれた | 印鑑、母子健康手帳、届出者の身分証明書 |
| | 生活保護を受けなくなった | 印鑑、保護停止・廃止決定通知書、届出者の身分証明書 |
| 脱退するとき | 他の市区町村に転出する | 印鑑、保険証 |
| | 職場の健康保険に入った、またはその扶養になった | 印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証（認定日が記入されたもの） |
| | 死亡した | 印鑑、保険証 |
| | 生活保護を受けるようになった | 印鑑、保険証、保護開始決定通知書 |
| その他 | 退職者医療制度(65歳未満の人)に該当 | 印鑑、保険証、老齢(退職)年金証書(被用者年金の加入期間が20年未満の人は40歳以後に10年以上加入していたことが確認できる書類)、届出者の身分証明書 |
| | 住所、世帯主、氏名などを変更した | 印鑑、保険証、届出者の身分証明書 |
| | 修学のため他の市区町村に転出し保険証が必要 | 印鑑、保険証、在学証明書または学生証の写し、届出者の身分証明書 |

* 社会保険離脱証明書は職場で発行されます。用紙は各事業所や市役所市民課、国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターにあります。

新しい高齢受給者証を送ります

問い合わせは **国民健康保険課 ☎ 898-6249**

国民健康保険（国保）に加入している70歳～74歳の人のうち、医療機関などで一部の負担金の割合が1割の人は、4月から2割負担になる予定でしたが、来年3月末まで1割負担に据え置かれることになりました。

「2割（平成25年3月31日までは1割）」と記載された高齢受給者証をお持ちの人には、新しい受給者証を3月下旬に郵送します。

3割負担の受給者証をお持ちの人は変更ありません。そのままお使いください。